

環境再生保全機構の概要

● 設立年月日及び根拠法

平成16年4月1日 独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)

当機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、旧公害健康被害補償予防協会(公健協会)及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに「独立行政法人環境再生保全機構」として平成16年4月1日に設立されました。

● 目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ること。

● 業務内容

- 1) 公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)に基づく公害健康被害補償業務
- 2) 補償法に基づく公害健康被害予防事業
- 3) 民間団体が行う環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業(地球環境基金事業)
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
- 5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
- 6) 1)から5)の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修
- 7) 機構業務の特例(既に着手されている建設譲渡事業に関する業務等)

● 主務大臣、主務省

1	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
2	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
3	2の業務以外の業務	環境大臣
4	機構業務の特例(建設譲渡事業等)	国土交通大臣、環境大臣

公害健康被害予防事業

個人補償から地域住民の健康被害予防への転換

現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の病気の主たる原因とはいえ、ぜん息等の患者に対する民事責任を踏まえた補償を行うほどではありませんが、これらの病気に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できません。

こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

公害健康被害予防事業は、その実施主体でみた場合、機構が自ら行う事業(直轄事業)と地方公共団体により実施する事業(機構からみた場合—助成事業)からなっています。

図にあるとおり、助成事業等の対象地域は、旧第一種地域41地域とこれに準ずる地域として定められた6地域の計47地域です。

大阪・豊中・吹田・堺・
守口・東大阪・八尾

神戸・芦屋・西宮・尼崎

堺前

倉敷・玉野

北九州

大牟田

東京23区

千葉

横浜・川崎

富士

名古屋・東海

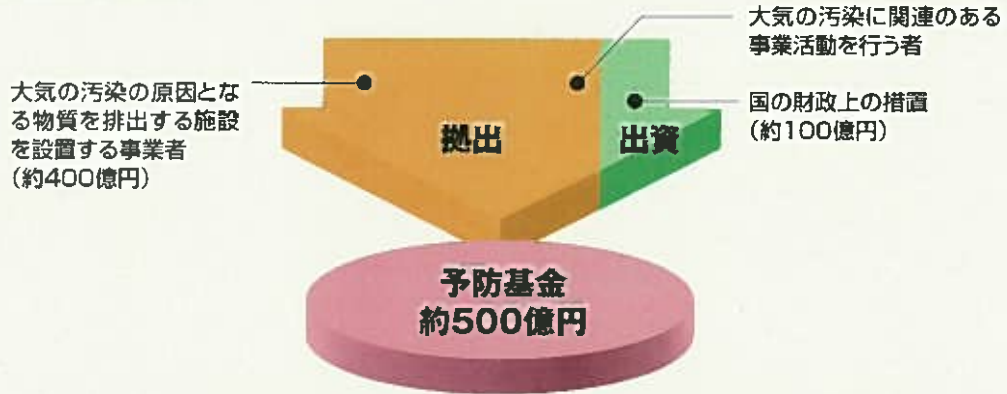
四日市・榑町
(H17年2月より合併)

公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行ってきているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。

事業に要する費用は、機構に公害健康被害予防基金(約500億円)を設け、その運用益により賄うこととしています。



公害健康被害予防事業

機構が自ら行うもの 直轄事業

1. 調査研究

大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査研究

2. 知識の普及

ホームページやパンフレット等による情報の提供、キャンペーンの実施、講演会の開催等

3. 研修

地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者に対する研修

地方公共団体が行うもの 助成事業

1. 計画作成事業

地域の大气環境改善のための計画作成

2. 健康相談事業

医師・保健師等によるぜん息等に関する相談・指導

3. 健康診査事業

乳幼児を対象とした問診等によるぜん息発症予防のための指導

4. 機能訓練事業

ぜん息児を対象とした水泳訓練教室・音楽訓練教室・キャンプ

5. 施設整備等整備事業

低公害車の普及、医療機器等の整備等

公害健康被害予防事業

機構が自ら行うもの

1. 調査研究

- 大気汚染による健康影響に関する総合的研究
- 局地的大気汚染対策に関する調査研究

2. 知識の普及

- ホームページやパンフレット等による情報の提供、フェア、キャンペーンの実施、講演会の開催等

各種パンフレット



ぜん息見水泳記録会



低公害車フェア

3. 研修

- 地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者に対する研修



機能訓練研修



保健指導研修

公害健康被害予防事業

地方公共団体が行うもの

1. 計画作成

- 地域の気象環境改善のための計画作成

2. 健康相談

- 医師・保健師等によるぜん息等に関する相談・指導

3. 健康診査

- 乳幼児を対象とした問診等によるぜん息の発症予防のための指導



4. 機能訓練

- ぜん息児童を対象とした水泳訓練教室・音楽訓練教室・キャンプ



水泳訓練教室



ぜん息キャンプ事業

5. 施設等整備

- 病院等の呼吸器専門外来部門に対する医療機器の整備
- 最新規制適合車等への代替促進、大気浄化のための植樹

最新規制適合車等
代替促進事業



公害健康被害予防事業

機構が自ら行うもの

1. 調査研究

環境再生保全機構では、健康被害の根本的な予防という観点から、環境質自体を健康被害を引き起す可能性のないものとするため、

- (1) 低公害車の実用化、普及や従来車の一層の低公害化に向けた技術開発等
- (2) 交差点周辺等の局地的な高濃度大気汚染の改善を図るための対策技術や施策に関する調査研究

を実施しています。

これまで、環境再生保全機構では、その成果が顕著な調査研究の成果については、調査研究レポートとして取りまとめ、公表しています。ここでは、最新の知見として公表された調査研究レポートをパネルで紹介します。

大気汚染対策技術

自然通風式電気集じん装置

自然通風式電気集じん装置は、自動車の排気ガスに含まれる浮遊粒子状物質(SPM)を電気的に捕集する装置です。電気集じん装置は人への健康影響が大きいとされるナノ粒子(粒子状物質のうち粒径50~100nm以下の超微細粒子)までの微小粒子が捕集可能であり、道路沿道の大気汚染対策として注目を集めています。

放電極に高電圧を印加しコロナ放電を発生させ、空気中の微じんを帯電させます。

帯電した微じんは、放電極と集じん板との間に形成される電界により集じん極板に引き寄せられ、集じん極板上に捕集されます。

川崎市の幹線道路で実装中

- 高効率集じん**
ナノ粒子を含むSPMを約80%捕集します
- 省エネルギー**
自然風や道路の走行風を利用するため大電力は必要ありません
- コンパクト**
中央分離帯や歩道等の限られたスペースでの設置が可能です

独立行政法人環境再生保全機構

公害健康被害予防事業

機構が自ら行うもの

2. 知識の普及

● ホームページによる情報提供



● 定期刊行物(予防事業だより、すこやかライフ)をはじめ各種パンフレット等



「予防事業だより」

「すこやかライフ」

「なるほど環境ディクショナリ」

「THE CAR OF NOW」

「HOW TO STUDYぜん息」

● 講演会、フォーラム、各種イベントの開催等

ぜん息フォーラム(名古屋市)



低公害車フェア



第2回ぜん息児水泳記録会(関東)



ぜん息予防講演会(千代田区)

環境再生保全機構は地方自治体が実施する

健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業

これらをまとめて「ソフト3事業」と呼んでいます。

に助成しています。

ソフト3事業（自治体の健康回復事業）

健康相談事業

対象地域の居住者を対象に、医師、保健師、栄養士等により、ぜん息等に関する健康相談や日常生活に関する保健指導のほか、健康教室を実施します。

対象自治体では、成人を対象とした「呼吸器相談」、小児を対象とした「ぜん息アレルギー相談」や「呼吸筋ストレッチ体操教室」等を行っています。

●実施例



西宮市(チラシ)



中央区(チラシ)



「西宮市ぜん息相談」の様子



※当機構「息苦しさをやわらげる呼吸筋ストレッチ体操レッスン編」より抜粋

健康診査事業

対象地域に居住する4歳未満の乳幼児を対象としてその保護者に対するアレルギーに関する問診及び必要に応じた検査等を行い、その結果を踏まえ気管支ぜん息の発症予防について、医師、保健師、栄養士等による保健指導を実施します。

また、対象自治体が行う母子保健法に基づく乳幼児健診等の場を利用して、アレルギー問診、アレルギー素因を有する乳幼児に対する発症予防及び憎悪回避のための保健指導や栄養指導を行っています。



「芦屋市健康診査」の様子

アレルギーマーチ

年齢とともに、アレルギーの病気が色々に変化し、また原因となる抗原の種類が変わっていくことを「アレルギーマーチ」と呼んでいます。ぜん息やアレルギー性鼻炎の治療は長期にわたりますがともに次第に改善していきますので、根気よく治療していただきたいと思います。



※「すこやかライフNo.26」別添「気管支ぜん息 慢性閉塞性肺疾患の基礎用語」より抜粋

機能訓練事業

対象地域に居住する気管支ぜん息児を対象として、運動療法の実施及び療養生活上の指導を実施します。

対象自治体では、以下の「水泳訓練事業」、「音楽訓練事業」、「ぜん息キャンプ事業」を行っています。

● 水泳教室

15歳未満のぜん息児を対象に、心身の鍛練などのために医師の健康管理のもと、専門の指導員により、水泳訓練を行っています。

<写真は平成17年度墨田区水泳教室の様子>



●水泳訓練がぜん息発作を起こしにくい理由

1. 温度、湿度の高い環境で行うこと
2. 呼吸が規則正しく行われること
3. ホコリの少ない環境であること

こうしたことから、機能訓練事業の一つである水泳教室は、予防事業対象地域の大部分で実施されており、平成16年度は39地方自治体で、延べ32,969人のぜん息児童が参加しました。

● 音楽教室

腹式呼吸を習得するために、専門の指導員により、吹奏楽器等を用いて音楽訓練を行っています。腹式呼吸は発作時に苦痛を緩和する方法として知られています。平成16年度は13の地方自治体で、開催された音楽教室には延べ661人のぜん息児童が参加しました。

<写真は平成17年度板橋区音楽教室の様子>



● ぜん息キャンプ

15歳未満のぜん息児を対象に、健康の回復・保持・増進を図るために、医師の健康管理のもと、専門の指導員により療養生活上の指導等を行うとともに、リハビリテーションの指導、レクリエーション活動等を行っています。平成16年度は32の地方自治体で行われ、延べ7,880人のぜん息児童が参加しました。

<写真は平成17年度八尾市ぜん息キャンプ事業の様子>

